

# 第5回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成29年10月27日(金)午後2時00分より  
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

## 第5回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成29年10月27日（金） 14時00分
2. 閉会時間 平成29年10月27日（金） 14時34分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 17名
5. 欠席委員者の数 2名
6. 出席推進委員の数 3名
7. 報告事項
  - 報告第1号 合意解約通知書について
  - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第3号議案 非農地証明願について
  - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
  - 第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について

午後2時00分開始

議長

それでは、只今より、第5回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番 . . . . . 委員、・番 . . . . . 委員、は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番 . . . . . 委員、・番 . . . . . 委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、2件 5筆 3, 145.00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は2ページに記載のとおりで、3件 4筆 5, 816.00平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請1番及び2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

1番の譲渡人は、. . . の . . . . . さん、譲受人は、. . . の . . . . . さんです。

畑1筆79平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は20,800平方メートルで、農機具は、トラクター2台、管理機2台、動噴1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。田1筆868平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は6,403平方メートルで、農機具は、トラクター1台、キャリー1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番については、私の方で、報告します。

議長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で16年の農作業歴があります。

妻と父母の4人で農業を営んでおり、ニンジン、ハクサイを作付し、通作距離は自宅の隣ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、2番について、・・・・ 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で13年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、キャベツ、レタス、ニンジン、はくさい、ダイコンを作付し、通作距離は車で2分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番及び2番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地463平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の用途未指定区域で、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は雑種地及び農地、南側及び西側は道路となっております。

雨水は溜桝を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は、.....の.....さん、譲受人は.....の.....  
.....さんで、申請地310平方メートルを譲り受け、木造二階建て建売住宅2棟を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は.....の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は山林、西側は農地となっております。

雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・  
・・・・・・さんで、申請地314平方メートルを譲り受け、隣接地・・・・番、・・・・番、  
・・・・番と一体に・・及び仔馬の放牧場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、  
第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側及び南側は農地、東側は譲渡人の雑種地、西側は里道を挟んで宅地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について説明します。

4番の譲渡人は……の……さん、譲受人は……の……さんで、申請地14平方メートルを譲り受け、隣接地……番と一体に住宅用地として利用したいとの申請です。

なお、この許可申請については、事前着工をされており、お手元に配布しております、別添①、顛末書のとおり、平成……年……月……日に自己所有地の……番に住宅を建築した際、境界の誤認により申請地を取り込んで住宅用地として利用されていたが、隣接する農地が農地転用の手続きを行うため、境界立会を行った際、申請地を含めて住宅用地として利用していたために、宅地の一部として譲り受けるため今回の申請となっております。

また、議案集5ページをご覧ください、違反転用への対応については、資料にありますように(1)違反転用を確認し、(2)－2原状回復は困難と判断し(4)事務局レベルでの協議した結果、簡易手続相当の違反案件の基準②の基準に該当すると、県から通知をいただきましたので、今回(6)追認許可申請を行おうとするものです。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…… 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで農地、東側は雑種地、南側及び西側は譲受人の宅地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第2号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について説明します。

5番の賃貸人は・・・の・・・さんと・・・の・・・さんで、賃借人は・・・の・・・さんで、申請地2,668平方メートルを借り受け、店舗建築及び駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．．． 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は．．．の一角にあり、北側及び南側は宅地、東側は道路、西側は農地となっております。

雨水は自然流下し敷地内の側溝を經由して水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して水路放流するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は．．．の．．．．．さんで、申請地は平成4年月日不詳頃より露天駐車場として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．．． 委員

現地調査員)

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、東側及び西側は宅地、南側は宅地及び道路となっております。

現地を見ますと、平成4年頃から駐車場として使用されているということで、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第3号議案 非農地証明願いの2番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成7年月日不詳頃より資材置場及び露天駐車場として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は雑種地、東側及び南側は宅地、西側は道路となってお

ります。

現地を見ますと、資材置場及び露天駐車場として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長)

異議なしと認めます。よって、第3号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、  
・・・番　・・・　委員の退場を求めます。

(・・・　委員　退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集7ページから13ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	23件	43筆	47,380.00㎡
耕作権の再設定	8件	8筆	7,004.00㎡
合計	31件	51筆	54,384.00㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集14ページに記載のとおりで、

2件 2筆 1, 254.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

・・・番 …… 委員の入場を求めます。

(…… 委員 入場)

議長

・・・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。  
しばらく休憩します。

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

農業委員会等に関する法律 第31条の規定により、・・・番 …… 会長の除斥が必要なため、議長を交代しております。

第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、今日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の35筆4

1, 248平方メートル分について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

※（「農地中間管理事業の実施に関する規程」の10(2)）

議案集の15ページと、別添②添付書類をご覧ください。

今回は、受け手17名の方の詳細について、事前に添付書類として議案と一しょに送付しております。

添付書類に記載のとおり、受け手の耕作面積・農機具の詳細・農業従事者・作物の種類・通作距離を確認した結果、全員許可要件を満たしておりました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。以上で第5回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。これで、第5回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時34分